

無効な技能講習修了証は使えません！ 当該修了証の回収にご協力ください。

大分労働局は、平成24年2月23日付けで登録教習機関「渡邊敏郎事務所」（大分市大字千歳492-7-1 フォレクス高城REDハウス）に対して重大な不正行為を行ったことにより登録取消処分を課しました。

具体的には、「渡邊敏郎事務所」は平成19年12月10日から平成23年4月20日までの間に玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、高所作業車運転技能講習及びガス溶接技能講習の6種類の技能講習を1,800人以上の受講者に実施してきました。しかしながら、「渡邊敏郎事務所」は、無資格の講師による講習の実施、法定時間を著しく下回る有効な講習の実施又は講習の全くの不実施等の重大な不正行為を行っていたにもかかわらず、法定の講習を修了したかのように偽装し、技能講習修了証を受講者に交付していたことが判明しました。

これらの不正行為の結果、法定要件を満たさない技能講習の修了者に対して交付された技能講習修了証は無効となり、この無効な修了証を所持する者は無資格者として取り扱われます。したがって、この無効な技能講習修了証を用いて当該修了証に規定された就業制限業務に従事させた場合には、当該修了証の所持者の労働者だけでなく、従事させた事業者も労働安全衛生法第61条違反として処罰されることがあります。

ついては、貴事業場（建設工事現場、構内の関係請負人等を含む。）の労働者が作業に従事する前に、必ず所持する技能講習修了証の原本を用いて発行機関を確認いただき、発行機関が「渡邊敏郎事務所」となっている場合には、裏面に記載した手順に従って無効な技能講習修了証の回収、通報等にご協力をお願いします。

（参考）

〔就業制限〕

労働安全衛生法第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なってはならない。

1 無効な技能講習修了証

「渡邊敏郎事務所」が実施した技能講習のうち、以下のものが無効です。

- ① 玉掛け技能講習…………… 全て無効(平成21年3月11日～平成23年3月21日交付)
- ② 小型移動式クレーン運転技能講習 …… 全て無効(平成21年5月18日～平成23年4月11日交付)
- ③ 足場の組立て等作業主任者技能講習 …… 全て無効(平成21年8月18日～平成23年4月20日交付)
- ④ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
…………… 全て無効(平成22年1月13日～平成23年2月27日交付)
- ⑤ 高所作業車運転技能講習…………… 全て無効(平成22年1月20日～平成23年4月18日交付)
- ⑥ ガス溶接技能講習…………… 次の番号のものが無効(平成19年12月10日～平成23年3月7日交付)

【修了証番号】

365,366,397,574,596,633,652～664,742,753,760,763,769,781,799,807,811
815,817,850～853,865,867,876,878,879,882,890,894,929,951,958～1083

2 無効な技能講習修了証が見つかった場合の対応

(1) 就業制限業務の即時中止・就業禁止措置

上記1の無効な技能講習修了証が見つかった場合は、その所持する労働者に対して直ちに当該修了証に規定された就業制限業務の中止を命じるとともに、その後の当該業務への就業禁止措置を講じてください。

(2) 回収への協力

上記1の無効な技能講習修了証を所持する労働者に対して、大分労働局から無効と宣告されているので、大分労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署(以下「局署」という。)に無効な技能講習修了証を提出し、回収に協力するよう求めてください。この際、①無効な技能講習修了証が見つかったこと、②所持する労働者の協力状況について、局署に通報してください。

過去に従事した労働者の就業制限資格を調査した結果、上記1の無効な技能講習修了証を所持していたが、現在は離職している労働者がいることが判明した場合も、同様の対応を執るようにしてください。

(3) その他

本件に関するご質問、ご相談は、局署にお願いします。

〔 お問い合わせ先及び無効な技能講習修了証提出先 〕

大分労働局健康安全課

TEL 097-536-3213 FAX 097-537-7422

所在地：大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル6階

大分労働基準監督署

TEL 097-535-1511

FAX 097-536-2471

中津労働基準監督署

TEL 0979-22-2720

FAX 0979-22-2959

佐伯労働基準監督署

TEL 0972-22-3421

FAX 0972-24-0934

日田労働基準監督署

TEL 0973-22-6191

FAX 0973-22-4855

豊後大野労働基準監督署

TEL 0974-22-0153

FAX 0974-22-7315